

攻撃的自己表現に関する研究

Research on aggressive self-expression

益本 茉奈

Mana Masumoto

大妻女子大学大学院 人間文化研究科 臨床心理学専攻 修士課程

キーワード：パワーハラスメント，職場いじめ，被害者

Key words : Workplace bullying, Mobbing, Victim

1. 研究目的

1-1. 攻撃性とパワーハラスメント

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（厚生労働省，2019）において，パワーハラスメントは「同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に，業務の適正な範囲を超えて，精神的・身体的苦痛を与える，または職場環境を悪化させる行為」と定義されており，攻撃的な自己表現がパワーハラスメントとなる可能性がある。職場のハラスメントに関する実態調査報告書（厚生労働省，2020）によると，職場におけるハラスメントの中でもパワーハラスメントは企業の相談窓口において相談件数が最も多いテーマとなっている。また，過労死等の労災補償状況（厚生労働省，2021）の精神障害に関する事案を見ると，労災認定された精神障害の出来事は「上司等から，身体的攻撃，精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」件数が一番多い。また牧田（2012）は，休業に至るほどの健康被害を受けていない被害者であってもパワーハラスメント被害により健康関連 QOL が低下すると示しており，症状を示さないパワーハラスメントの被害者に対しても被害に対する支援や対応が求められている。このような現状から，攻撃的な自己表現をするためにパワーハラスメントを行う行為者を理解するためにも，まずはパワーハラスメントの被害者の理解をする必要があると推測し，パワーハラスメントの被害者に焦点を当て，研究することとする。

1-2. パワーハラスメント被害からの克服

Herman（1992 中井訳 1999）は，被害を受け，心に傷を負うと「基本的信頼感を創る能力」「自己

決定を行う能力」「積極的にことを始める能力」「新しい事態に対処する能力」「自己が何であるかを見定める能力」「他者との親密関係を創る能力」といった心的能力が損なわれていると述べている。そのため，被害の回復には，無力化され，他者から離断されている被害者に力を与え，他者との結びつきをつくり，心的能力を作り直す必要があると指摘している。

吉谷（2005）は，上司からのパワーハラスメントによって職場内での孤立した被害者が家族に被害について話し，問題を共有することで，無力化されていた被害者が主体的な行動が可能となり，被害から回復した事例を発表している。また，今北ら（2021）はパワーハラスメントの被害を受けた女性に対し認知行動療法を行った事例を紹介している。心理療法を開始時の被害者は，加害者と一緒に仕事をするための目標を掲げていたが，本人の価値に沿った「自分で考えて行動していく」という目標に再設定し，主体性を取り戻し，QOL 得点の向上および抑うつ症状と不安症状得点の緩やかな改善が示されている。この2つの事例には被害によって無力化されていた被害者が，家族やセラピストの力を借り，力を蓄え，主体性を取り戻すことで回復に向かうという共通性がある。

ここから，Herman（1992 中井訳 1999）で述べられているように，パワーハラスメント被害からの回復には被害者を有力化させ，他者とながかり心的能力を作り直すことが必要だと推測される。

しかし，現在，パワーハラスメントの被害からの克服に関する研究は事例論文が中心となっており，パワーハラスメント被害の克服に必要な要因について明らかになっていない。そのため，被害者にとってパワーハラスメント被害による傷つき

がどのような要因で緩和され、軽減されていくのかを丁寧に検討し、パワーハラスメント被害からどのようなプロセスを辿りながら克服していくかを明らかにする事が重要だと考える。

1-3. 本研究の目的と意義

そのため本研究では、面接調査を通してパワーハラスメントを克服していく過程を把握し、パワーハラスメントの克服にはどのような資源が必要か明らかにすることを目的とする。

本研究で得られた知見は、より具体的な臨床場面を想定し考察を行う予定であり、パワーハラスメントの予防・防止・克服や、周りのサポートなどに多くの示唆を与えることが見込まれる。また、個々に焦点を当て調査することで容易に数値化する事の出来ない心理的变化を丁寧に検討することができると思う。

1-4. 方法

研究対象：パワーハラスメントを克服した者 3 名

研究期間：2023 年 5 月～9 月（予定）

調査方法：半構造化面接法による面接調査

分析方法：本研究の目的を達成させるために、“質的研究の流れの新しい方法論”であり、“個人の人生を時間と共に描くことを目標”とする複線径路等至性アプローチ (Trajectory Equifinality Approach：以下 TEA) による質的分析 (サトウ, 2009) を用いる。TEA は、個々人がそれぞれ多様な径路を辿っていたとしても、等しく到達するポイントがあるという考え方を基本とし、人間の発達や人生径路の多様性・複線性の時間的変容を捉える、分析・思考の枠組みモデルである。具体的なライフを丁寧に考えることを本質的に含んでいる方法論であり、時間を捨象しないで考えるため、人生に関する経緯を考察することが可能となる。また、個人の体験を個別に扱いつつ、個人間の共通性や差異を分析することが可能である。

TEA の 1・4・9 の法則に則り、3 名の研究対象者について、それぞれ 3 回のインタビューを実施する。インタビューを 3 回行うことについて、1 回目のインタビューで得られた内容だけでは研究者の主観的な解釈に陥りやすい。しかし、2 回目で 1 回目の内容を分析したものを対象者と共有することで、対象者の視点を丁寧に読み取ることができ、解釈の齟齬をなくすることができる。そして 3 回目では、研究者と対象者の主観を融合した形で聞き取ることが可能となり、より精度の高い分析を行うことができる。

2. 研究実施内容

日本心理臨床学会第 41 回大会や産業・組織心理学学会第 37 回大会に参加し、分析方法や攻撃的なパワーハラスメント行為者やその被害者に関する知見を得ることができた。また、攻撃的な加害者の心理やパワーハラスメント被害の克服、パワーハラスメントの構造に関する文献の収集および検討を行い、これまで研究されてきたパワーハラスメントに関する様々な情報を得ることができた。3 月には、専攻内で行われる修士論文構想発表会が行われ、様々な指摘を得てより詳細な研究計画へと修正を行った。

3. まとめと今後の課題

今年度は攻撃的な加害者やパワーハラスメントに関する文献や先行研究を読み、知見を深めるとともに本研究の目的をパワーハラスメントの克服と定めることができた。

今後の予定としては、大妻女子大学生命科学研究倫理委員会の倫理審査を申請し、承認が得られ次第調査を開始する。研究計画は以下のように考えている。

3 月 倫理審査書類提出

4 月 倫理審査委員会の承認を得る

5 月～6 月 研究対象者 A への面接調査&分析

7 月～8 月 研究対象者 B への面接調査&分析

9 月～10 月 研究対象者 C への面接調査&分析

11 月～ 論文執筆

付記

本研究は、大妻女子大学人間生活文化研究所令和 4 年度大学院生研究助成 (B) (DB2233) より研究助成を受け行った。

主要参考文献

- [1] 今北 哲平・竹田 伸也・田治米 佳世 (2021). パワーハラスメントにより PTSD を発症した女性に対する認知行動療法 —価値に沿った行動の拡大と QOL の向上— 認知行動療法研究, 47, (2), 167-179.
- [2] 厚生労働省 (2019). 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 (令和 2 年厚生労働省告示第 5 号). <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605661.pdf> (2023 年 3 月 6 日取得)

- [3] 厚生労働省 (2020). 職場のハラスメントに関する実態調査報告書.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000775817.pdf> (2023年3月6日取得)
- [4] 厚生労働省 (2021). 過労死等の労災補償状況.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/000955417.pdf> (2023年3月6日取得)
- [5] サトウタツヤ (2009). TEMではじめる質的研究—時間とプロセスを扱う研究をめざして 誠信書房.
- [6] Herman, J.L. (1992). *TRAUMA AND RECOVERY*. Basic Books.
(ハーマン, J.L. 中井 久夫 (訳) (1999). 心的外傷と回復 みすず書房.)
- [7] 牧田 潔・山本 沙弥香・高田 紗英子・加藤 寛 (2012). 職場のいじめ (パワーハラスメント) 被害と健康関連 QOL・主観的労働遂行能力との関連性 心的トラウマ研究, **8**, 11-18.
- [8] 吉谷 優子 (2005). 職場でのパワーハラスメント被害から回復した事例 アディクション看護, **2**, (2), 44-58.